

調査後における施設別収納品

調査時に各施設に分散収納されていたものは、出来るかぎり集約し、小破或いは部品欠落したものは、出来る範囲内で修理・補修を進め、金具類の内必要に応じて錆落し・錆止油を塗布、船は防腐剤の吹付を施行、藁工品は腐食の進行を防止するためトタ倉内に仮設の棚を備えて保管した。

○ 施設別収納品の概要

- 1) 前浜の廊下 ・保津船（枠船） ・通船（磯舟） ・塩蔵樽 ・ニシン箱
 ・船材 ・油釜（ニシン釜） ・セツ（桟橋）用材 ・歩み板
 ・すべり
- 2) 船 蔵 ・保津船（枠船・起し船） ・磯舟 ・せいろう ・樽類
 ・サキリ（長さに応じA・B・Cに分類） ・加工用架木材
- 3) 網 蔵
 - (1階部分) ・軀網（大網、中網、小網、夏網） ・手網 ・枠網 ・袋網
 ・ワインチモッコ ・揚網（古網）
 - (2階部分) ・網を仕立てるための原料用網地（軀網、枠網用）
 ・修理用網地（軀網、枠網用） ・岩糸類 ・綿糸類
 ・麻糸類 ・トワイン
- 4) トタ蔵
 - (1階部分) ・網類、綱類及び船を除き、他の蔵に収納されない漁撈具の全てを此の部分に納め、小型漁撈具は仮設の棚を備えて収容した。
 - (2階部分) ・根綱を除く綱類（掛綱、伸綱、繰越綱、型綱ほか） ・縁綱
 ・口前ダンブ付口前棚綱 ・浮子付軀網棚綱
 ・ワッカンベ付てぼ綱 ・サイ繩 ・八百 ・むしろ
- 5) 番屋内 ・炊事器具 ・食器類

